

57. 平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」の施行について（令和2年4月24日通知）

「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行について（新規）
遠隔授業等における著作物の円滑な利用を可能とする制度が4月28日から施行されるため、制度概要や留意事項等についてまとめましたので通知いたします。

2 文 庁 第 3 3 3 号
令 和 2 年 4 月 2 4 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
各 関 係 団 体 の 長

文化庁次長
今里 讓
(印影印刷)
文部科学省総合教育政策局長
浅田 和伸
(印影印刷)
文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋司
(印影印刷)
文部科学省高等教育局長
伯井 美德
(印影印刷)

平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」の施行について（通知）

教育の情報化を推進するための「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号。以下「平成30年改正著作権法」という。）の内容については、既に「教育の情報化等を推進するための著作権法の改正について（通知）」（平成30年12月28日付け30文庁第742号）において連絡していましたが、この度、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う教育現場の状況等に鑑み、平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」を当初の予定を早めて令和2年4月28日から施行するとともに、令和2年度は特例的に補償金額を無償とすることなどが決まりました。これを受け、改めて、教育関係者の方々に御留意いただきたい事項を下記のとおりまとめるとともに、この制度に関する基礎的な資料やQ&Aを作成しましたので、十分御了知くださるようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び

社会教育施設その他の教育機関並びに域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び社会教育施設その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては所管の専修学校に対してもこの旨を周知くださるようお願いいたします。

記

第1 平成30年改正著作権法の趣旨及び早期施行に至る経緯等

平成30年改正著作権法の趣旨及びそれを早期施行するに至った経緯等は、以下のとおりであること。

1. 平成30年改正著作権法の趣旨

教育現場での著作物利用に関しては、従来から、対面授業のための著作物のコピー・配布や対面授業の様子を遠隔地に同時中継する際の著作物の送信は、権利者の許諾なく行えることとなっていた一方で、その他の「公衆送信」（インターネット送信等）については個別に権利者の許諾が必要とされており、円滑に著作物が利用できない場合があるという課題が指摘されていた。

このような課題を解決し、ICTを活用した教育の推進に資するよう、平成30年改正著作権法により、学校の設置者が、文化庁の指定する権利者団体（以下「指定管理団体」という。）に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用することができる制度（以下「授業目的公衆送信補償金制度」という。）を創設した。これにより、例えば、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業において、講義映像や教材をインターネットで児童生徒等に対して送信することなどが可能となる。

2. 早期施行に至る経緯等

平成30年改正著作権法により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」は、その公布から3年以内（令和3年5月まで）に施行することとなっており、令和3年4月からの施行に向けて関係者間で様々な調整が進められていたところ、今般、新型コロナウイルス感染症の流行が生じ、教育現場において、オンラインでの遠隔授業等のニーズが急速に高まって来た。

これに対しては、現行法の下でも、文化庁からの要請に基づき、主要な権利者団体において無償での利用許諾を行うなど積極的な配慮が行われていたが、大学を中心に、より抜本的な対応として平成30年改正著作権法の早期施行を求める御意見を頂いたことから、文化庁では、指定管理団体とも相談の上、当初の予定を早め、多くの大学等で本格的に遠隔授業等が開始される4月末（28日）から施行することとした。

また、授業目的公衆送信補償金制度は、学校の設置者が指定管理団体一括して補償金を支払うことで個別の許諾なく著作物を利用できるようにするものであるが、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑みた指定管理団体の判断に基づき、令和2年度に限って特例的に補償金額を無償（0円）としているため、令和2年度はこの制度の利用によって教育機関側に財政負担は生じない。

第2 平成30年改正著作権法の概要（教育関係部分）

教育の情報化を推進するための権利制限規定の整備及び補償金請求権の付与（新法第35条及び第104条の11関係）

著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等に係る権利制限規定）において、新たに、対面授業の様子を遠隔地に同時中継する場合以外の「公衆送信」（インターネット送信等）を広く対象とするとともに、今回新たに権利制限の対象となる公衆送信については、学校の設置者が指定管理団体一括して補償金（以下「授業目的公衆送信補償金」という。）を支払う必要があることとしたこと。

これにより、例えば、教師が他人の著作物を用いて作成した予習・復習・自宅学習用の教材を児童生徒等にメール送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業等において、講義映像や教材をインターネットで児童生徒等に対して送信することなどについて、学校の設置者が指定管理団体一括して授業目的公衆送信補償金を支払うことで個別の権利者の許諾なく行えるよう

になる。

ただし、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」にはこの制度が適用されない（許諾が必要となる）こととなっているため、注意が必要であること。これに該当するか否かは、学校等の教育機関でコピー・配信が行われることによって、現実には市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から判断されるのであり、典型的には、ドリルやワークブックなど児童生徒等が購入することを想定して販売されている資料を、その購入等の代替となるような態様でコピー・配信するような場合が「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当すること。

指定管理団体の指定の基準（新法第 104 条の 12 関係）

補償金関係業務の正当性・適正性等を確保する観点から、文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、指定管理団体の指定を行うことはできないこと。

- ① 一般社団法人であること。
- ② 著作物等に関し権利者の利益を代表すると認められる団体を構成員とすること。
- ③ ②の団体が、営利を目的としない等の要件を備えるものであること。
- ④ 補償金関係業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

上記の要件を備える団体として、平成 31 年 2 月 15 日付で「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」（SARTRAS：サートラス。以下「サートラス」という。）が文化庁長官によって指定されたこと。

授業目的公衆送信補償金の額（新法第 104 条の 13 関係）

授業目的公衆送信補償金の額の決定方法（新法第 104 条の 13）

授業目的公衆送信補償金の額は、指定管理団体が、あらかじめ、教育機関の設置者を代表すると認められる団体から意見を聴いた上で設定し、文化審議会の諮問を経て文化庁長官が認可することとされていること。

文化庁長官は、授業目的公衆送信補償金の額が、①新法第 35 第 1 項の規定の趣旨、②公衆送信に係る通常の使用料の額、③その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならないこととされていること。また、これをより具体化した基準として、『改正著作権法第 104 条の 13 第 1 項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間』（平成 30 年 11 月 14 日文化庁著作権課）が策定されていること。

令和 2 年度の補償金額については、令和 2 年 4 月 20 日付けでサートラスから特例的に無償とする旨の申請があり、文化審議会における審議を経て、同月 24 日付けで申請どおりの内容で文化庁長官による認可が行われたこと。このため、令和 2 年度はこの制度の利用によって教育機関側に財政負担は生じないこと。

授業目的公衆送信補償金の額の認可の申請（新規則第 22 条の 4）

指定管理団体が文化庁長官に対して授業目的公衆送信補償金の額の設定又は変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に参考となる書類を添付して提出しなければならないこと。

- ① 指定管理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② 設定又は変更の認可を受けようとする授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項
- ③ 教育機関を設置する者の団体からの意見聴取の概要（当該団体の名称及び代表者の氏名、当該意見聴取の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の授業目的公衆送信補償金の額への反映状況を含む。）

共通目的事業のための支出（新法第 104 条の 15 関係）

授業目的公衆送信補償金については、学校等で利用される著作物の多様性や利用実態調査の精度等から、実際に学校等において著作物の利用がなされたにも関わらず補償金の分配を受けられない権利者が一定程度生じることが見込まれるところ、その権利者が得るべき利益に適切に配慮する観点から、指定管理団体が徴収した補償金の一部（政令で規定）を権利者全体の利益となるような事業（以下「共

通目的事業」という。)に支出することを義務付けること。

共通目的事業のために支出すべき額の算出方法（新令第57条の11）

共通目的事業のために支出すべき額は、包括払い（著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法）により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して「文部科学省令で定める割合」を乗じて算出するものすること。

これを受け、著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和2年文部科学省令第17号）による改正後の著作権法施行規則において、文部科学省令で定める割合を「2割」としたこと。この割合は、令和2年度に限って暫定的に定めたものであり、令和3年度以降については、教育現場における実際の著作物等の利用状況等を精査した上で、改めて割合を決定すること。

共通目的事業に関する学識経験者への意見聴取（新令第57条の12）

指定管理団体は、共通目的事業を実施しようとするときは、それが権利者全体の利益に資するものとなるよう、あらかじめ、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならないこと。

共通目的事業に関する監督上の命令（新法第104条の15第3項）

文化庁長官は、共通目的事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、監督上必要な命令をすることができること。

授業目的公衆送信補償金制度の適正な運用を確保するための措置（新法第104条の14、第104条の16及び第104条の17関係）

補償金関係業務の執行に関する規程（新法第104条の14、新令第57条の10及び新規則第22条の5）

指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を含む補償金関係業務の執行に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、文化庁長官に届け出なければならないこと（業務規程を変更しようとするときも同様）。

- ① 授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項（著作権者等の不明等の場合における分配の方法等の詳細や、分配の決定の基礎となるべき事項を含む。）
- ② 共通目的事業のための支出に関する事項
- ③ 補償金関係業務に要する手数料に関する事項
- ④ 文化庁長官の認可を受けた授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項

指定管理団体は、文化庁長官に対して業務規程を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類（変更の場合にあっては、変更の内容及び理由を記載した書類）を添付すべきこと。

- ① 手数料の算定の基礎となるべき事項
- ② 補償金関係業務を的確に遂行するための体制の整備に関する事項
- ③ 共通目的事業の検討の状況、共通目的事業に関する学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項

その他（新法第104条の16及び第104条の17、新令第57条の13～第57条の15並びに新規則第24条）

補償金関係業務の適正な運営を確保するため、文化庁長官による指定管理団体の監督（報告徴収、勧告、指定の取消し等）に関する規定をはじめ、指定管理団体及び補償金関係業務の実施に関し必要な規定の整備を行うこと。

第3 留意事項

1. 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

(1) フォーラムの設立・開催

平成30年改正著作権法の制定を契機に、教育現場における著作物利用を適切かつ円滑に行うために必要となる次に掲げる事項について、教育関係者・権利者・有識者による継続的な議論を行うため

の場として、平成30年11月27日付で「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」（以下「フォーラム」という。）が設立され、様々な事項について精力的に議論が進められていること。

- ① 授業目的公衆送信補償金の在り方
- ② 教育現場における著作権法に関する研修や普及啓発
- ③ 著作権法第35条の解釈に関する運用指針（ガイドライン）の整備
- ④ 著作権法第35条を補完するライセンス環境の整備・充実

（2）今後の運用方針のとりまとめ

フォーラムにおいて、平成30年改正著作権法の早期施行に際して、令和2年4月16日付けで『「授業目的公衆送信補償金制度」の今後の運用について』という文書が策定され、上記③の運用指針（ガイドライン）の在り方を含め、令和2年度の緊急的かつ特例的な運用と、令和3年度以降の本格的な運用に向けた対応が整理されていること。

上記文書に記載されているとおり、①令和2年度に制度を利用する教育機関の設置者は、事前（事前が難しい場合は、利用開始後速やかに）、サートラスに対し教育機関名の届出を頂くとともに、②サートラスでは、教育機関に過度な負担がかからない範囲で著作物の利用実績を把握するため、サンプル調査を行うことが予定されているため、御協力をお願いしたいこと。

また、これらの取扱いについて、関係者や文化庁・文部科学省が協力しつつ、様々な機会を活用して教育現場に対する周知等を行っていくこと。

2. 令和3年度以降の補償金額の取扱い

令和2年度は、今般の事態の緊急性・重要性等に鑑みたサートラスの判断に基づき、特例的に補償金額を無償（0円）としているが、授業目的公衆送信補償金制度は、学校等の設置者が指定管理団体に一括して補償金を支払うことで個別の許諾なく著作物を利用できるようにするものであり、令和3年度以降は、原則通り有償となること。

令和3年度以降の補償金額については、別途、本年夏頃までを目途に、サートラスから文化庁長官に対する認可申請が行われることが想定されるところ、それに先立って、教育機関の設置者を代表すると認められる団体からの意見聴取が行われることとなること。

3. 著作権に係る研修・普及啓発

近年、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻化しているところ、子供の頃から他人の創作行為を尊重し、著作権等を保護するための知識と意識を醸成することが極めて重要となっていること。また、平成30年改正著作権法の施行を契機に、教育現場における著作権法第35条の適正な運用を図る観点から、著作物を利用する主体である教職員等が、著作権法に関する理解をより一層深める必要があること。

このため、初等中等教育においては、学習指導要領に著作権を含む知的財産に関する内容が規定されていることを踏まえ、引き続き、指導の充実を図るとともに、教職員に対して著作権等に係る理解の促進を図ること。

また、高等教育においては、自主的な取組により学生や教員等に対して著作権等に関する教育や研修・普及啓発による理解の促進を図ること。

その際、文化庁において、学校向けに児童・生徒が楽しみながら著作権等について学べる学習ソフトや学習教材、海賊版対策の普及啓発のためのポスターの提供や、教職員を対象とした講習会の開催等を行っていることから、これらも十分に活用いただきたいこと。

【添付資料】

- 別添1 教育の情報化を推進するための著作権法改正に関する基礎資料
- 別添2 平成30年著作権改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関するQ&A（令和2年4月24日 文化庁著作権課）
- 別添3 「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号）（新旧対照表：教育関係部分）
- 別添4 「著作権法施行令の一部を改正する政令」（平成30年政令第360号）（新旧対照表：教育関係部分）
- 別添5 「著作権法施行規則の一部を改正する省令」（平成30年文部科学省令第37号）（新旧対照表：

教育関係部分)

- 別添 6 「著作権法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年文部科学省令第17号)(新旧対照表:共通目的事業関係部分)
- 別添 7 「著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(令和2年政令第146号)(条文)
- 別添 8 「授業目的公衆送信補償金制度」の今後の運用方針について(令和2年4月16日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム)
- 別添 9 「改正著作権法第35条運用指針」(令和2年(2020)年度版)(令和2年4月16日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム)
- 別添 10 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日 閣議決定)(抜粋)
- 別添 11 「SAVE COPYRIGHT」(文化庁作成)

【その他参考ウェブサイト(関係者フォーラム, 著作権教育・普及啓発関係)】

- ・「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」のウェブサイト
<https://sartras.or.jp/>
- ・「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」のウェブサイト
<https://kyoiku-forum.sakura.ne.jp/>
- ・文化庁が提供している著作権に関する教材, 資料等(「はじめて学ぶ著作権」, 「マンガでわかる著作物の利用」等)
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>
- ・「マンガやアニメの未来を守ろう」のポスターに係るウェブサイト
<http://www.coda-cj.jp/news/detail.php?id=162>
- ・「国内における著作権教育について(著作権保護・普及啓発ネットワーク・プラットフォーム)」のウェブサイト
http://www.coda-cj.jp/org_new/education.php

担当 文化庁著作権課企画審議係 電話 03-5253-4111 (内線2982)

58. 学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について（周知）（令和5年5月25日事務連絡）

事 務 連 絡
令 和 5 年 5 月 2 5 日

教職課程を置く
各国公立大学長 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について（周知）

文部科学省では、中央教育審議会における議論を踏まえ、令和6年度からすべての小中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語を導入し、その次に算数・数学の学習者用デジタル教科書（以下デジタル教科書とする。）を学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら段階的に提供することとしています。

また、デジタル教科書への慣れや学習環境を豊かにする観点から当面の間は紙の教科書と併用しながらの活用となります。

文部科学省では、デジタル教科書の活用促進のため、令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」において、デジタル教科書の実践事例集と研修動画を作成し、公表しているところです。（令和5年5月末～6月上旬にホームページの内容更新予定）

本事例集と研修動画は実際の授業場面での具体的な活用方法や実践事例などが掲載されています。教員を志望する学生が、デジタル教科書を活用した授業研究や教育実習での授業実践に取り組めるよう、必要に応じて本事例集と研修動画等の活用をお願いします。

なお、教員を志望する学生における学習者用デジタル教科書の活用については、令和6年度から小中学校等へ段階的に導入される英語、次に導入される算数・数学に関しては、学生等が活用できるようになっています。

購入についてはホームページから個人単位で購入できるものと、大学等が購入希望者を取りまとめて購入できるものがありますので、購入を希望する場合には、各教科書発行者のデジタル教科書のホームページ等をご確認ください。

送付資料

【別添】学習者用デジタル教科書実践事例集・研修動画ご案内（リーフレット）

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課
デジタル教科書企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 5070
Mail: digital@mext.go.jp

学習者用デジタル教科書の事例集・動画等について

○デジタル教科書の活用にあたっては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につなげることが重要であることから、中央教育審議会においても、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等の垣根を越えて、学校・教師へのモデルづくりや研修を含めた伴走支援が必要であると指摘されています。

○このような状況を踏まえ、文部科学省では、デジタル教科書の効果的な活用に関するガイドブック（事例集）や動画等を作成し、文部科学省HPにて公表しています。（下記QR参照）

学校現場の教職員の方や、教育委員会などの管理機関において学校教育を担当する職員の方におかれましては、研修を行う際などに、是非ご活用ください。

活用のガイドブック（事例集）



詳細はこちら



保護者・教員向け動画



詳細はこちら



教員向け研修資料



詳細はこちら



その他の事例集・研修動画等はこちら▶▶▶http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm



59. 教員養成に係る各種計画等について

○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定（策定）、平成23年4月1日閣議決定（変更））

第4章 人権教育・啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

ア 学校教育

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

2 各人権課題に対する取組

(2) 子ども

- ① 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。（文部科学省）

○人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月中央教育審議会）

第2章「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策

2. 多様な主体との連携・協働の推進

（学校教育との連携・協働）

- 教師や教職課程の学生に対し、社会教育主事講習の受講や社会教育主事養成課程における科目の履修、社会教育士の取得を推奨する。社会教育の専門の人材に求められるコーディネート能力、ファシリテーション能力は、「社会に開かれた教育課程」を実現する上で教師にも必要な能力であると考えられる。

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月文部科学省）

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

（3）人材の確保等

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に携わる教職員に対し、教育機会の確保等に関する理解等を深めるための研修の充実を図るほか、教員の養成においても、これらの知識や理解を深める取組を推進する。

○オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて最終報告（平成28年7月オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議）

3. 各機関におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進のための方策

（1）初等中等教育

（教員養成・研修の取組）

- 学校教育は、その直接の担い手である教員によるところが大きいことから、教員養成や教員研修において、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実を図ることが期待される。特に、アンチ・ドーピングの取組については、フェアプレーの精神に反するだけで

なく、健康被害も大きな問題であることなども含めて教員の知識・理解を深めることが重要である。また、パラリンピックのみならず、デフリンピックやスペシャルオリンピックス等の国際競技大会や、地域における活動も含めた障害者スポーツ全般の理解の促進を図ることは、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に有用であるとともに、特別支援教育の推進にもつながるものと考えられる。なお、多くの教員がオリンピック・パラリンピック教育に携わることが期待されるが、児童生徒への指導力の向上等のための教員の自主的な研鑽の機会として、公益財団法人日本体育協会や公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が公認するスポーツ指導者の資格を教員が取得することも有効と考えられる。さらに、教員志望者が大学等に在学中に行う教育実習においても、例えば、実習先の学校におけるオリンピック・パラリンピック教育に参画するなど、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実を図ることが期待される。

○日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育系統的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに、外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上を図るため、養成段階における取組を推進するほか、地方公共団体等が実施する研修の充実や、研修指導者の養成等の支援を行う。(略)

○消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月閣議決定（平成30年3月変更））

Ⅲ 消費者教育の推進の内容に関する事項

2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

(1) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教職員

学校の教職員には、消費者教育の推進役としての役割がある。改訂された学習指導要領を確実に教育現場に反映させ、知識を得るのみではなく、日常生活の中でそれを実践することができる重要な能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するためには、教職員の指導力の向上を図ることが必要である。

このため、教員養成課程や免許状更新講習の実施主体である大学等や、現職教員研修の実施主体である教育委員会等においては、消費者教育の重要性を理解し、これらの講習等に消費者教育に関する内容を積極的に取り入れることが求められる。

○文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月閣議決定）

第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

1 戦略1 関連

5 戦略5 関連

- 学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修において、必要な取組を進める。

○第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月閣議決定）

Ⅱ 今後の学校安全の推進の方向性

2. 施策目標

(1) 学校安全に関する組織的取組の推進

施策目標4 全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修等を受ける。

Ⅲ 学校安全を推進するための方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

(3) 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

<具体的な方策>

- 国は、指針（※校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）や教職課程コアカリキュラムに学校安全に関する事項を盛り込むことを検討する。また、教育委員会及び大学等は、指針等を踏まえ、上記の体制整備（※平成28年の教育公務員特例法の一部改正による体制整備）の中において学校安全に関する内容を適切に位置付けるよう検討していく必要がある。また、これら地域における体制整備を通じて、教育委員会と大学が連携を図ることにより、現職教職員の研修や教員養成課程において指導者となる人材の養成・確保を進めていくことも重要である。
- 教育委員会や学校は、教職員のキャリアステージに応じた研修や独立行政法人教員研修センター（※現在は、独立行政法人教職員支援機構）における研修と連動した研修を充実することが必要である。また、全ての教職員が学校安全に関する研修等を受けることができるよう、研修機会の充実を図るだけでなく、校務の見直しや負担軽減等により研修を受けるための時間の確保に取り組むことも必要である。研修においては、外部機関の見聞も活用しつつ、学校が立地する地域の自然条件といった地域特性を踏まえた安全課題とともに、体育・運動部活動における事故防止のための適切な指導方法、食物アレルギーをはじめとする健康課題や自動体外式除細動器（AED）の適切な使用を含む心肺蘇生に関する適切な対応方法等に関する内容を扱うことが重要である。

○ユニバーサルデザイン2020 行動計画（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議）

II. 「心のバリアフリー」

2. 具体的な取組

1) 学校教育における取組

(具体的施策)

②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解

平成29年度までに、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法や教員自身のコミュニケーションの在り方に関する内容等の充実のための方策について結論を得て、2020年度（平成32年度）までに実施する。

○第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月閣議決定）

V 重点課題に係る具体的施策

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(16) 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

イ 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。

○学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成30年5月衆議院文部科学委員会）

五 デジタル教科書を活用した授業の質を高める観点から、大学の教員養成課程や独立行政法人教職員支援機構、各教育委員会における研修等を通じて、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、教員への過度な負担を回避するため、ICT支援員の配置促進等、必要な環境整備に努めること。

(※同趣旨 参議院文教科学委員会附帯決議あり)

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

(2018年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定
(改定：2021年3月22日)) (抜粋)

2. 実践的な消費者教育の取組の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・ 若年者の消費者教育分科会による、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組についての取りまとめ（平成30年6月29日）を受けた消費者教育推進会議における審議（平成30年7月9日開催）を踏まえ、別紙のとおり、教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進する。

(別紙) 教員による消費者教育の指導力公助のための教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取組

実践的な消費者教育の実施に向け、教員による消費者教育の指導力向上を図るため、教員の養成・研修について、関係省庁（消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省）等が連携し、以下の取組を推進する。

1. 教職課程における消費者教育の内容の充実

- ・ 公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、大学に対して促す。（文部科学省）
- ・ 公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取扱いを検討する。（文部科学省）

2. 有機的に連携した継続的な体制の構築

- ・ 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教員育成協議会の活用を、大学並びに都道府県及び指定都市に対して促す。（文部科学省）
- ・ 教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討を促す。（消費者庁、文部科学省）
- ・ 同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者教育の知見など必要な情報を提供する。（消費者庁、独立行政法人国民生活センター）

60. 令和5年度の薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和5年6月16日事務連絡）

事 務 連 絡

令和5年6月16日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各市区町村教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
御中

附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）
を置く各国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方
公共団体の学校設置会社事務主管課

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和5年度の薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

日頃より厚生労働行政にご理解・ご協力いただき誠に有り難うございます。

さて、令和5年3月13日付事務連絡（別添1）にて事前にお知らせしたとおり、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための資料を、本年も全国の各高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同

じ。）及び全国の各中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に対し、高等学校には高校1年生人数分程度、中学校には教材紹介のために各校1部ずつ送付しました（別添2-1、2-2参照）。

つきましては、本教材の積極的な活用にあ資するため、都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校及び各学校を設置する域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校に対し、都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれては、所轄の高等学校・中学校及び学校を設置する学校法人等に対し、附属学校を置く国立大学法人附属学校事務主管課におかれては、附属の高等学校・中学校に対し、本教材の送付の趣旨について、改めて周知くださいますようお願いいたします。

なお、本教材等については、授業で一律に取り上げる以外にも、学校として特に重点を置く事項に限って一部を活用する、より学習を深めたい生徒向けの自学用教材として配布するなど、各学校において、学校における働き方改革の観点も踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態に応じて有益かつ可能な範囲で活用いただくよう周知いただければ幸いです。

※本教材、視聴覚教材、指導の手引き、参考資料、活用事例、授業用素材等を厚生労働省のホームページ「薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか？なぜ起こったのか—」（URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）に掲載しています。

※また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において開設している「薬害の歴史展示室」について、HP（URL：<https://www.pmda.go.jp/about-pmda/exhibition-room/0001.html>）においてお知らせしており、授業用素材の一つとしてご活用いただくことが可能です。

また、教材の改善等に資するよう、各高等学校の先生方に、教材の使用方法等に関する任意のアンケートにご協力いただきたいと思いますと考えております（アンケートURL：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202306_01yakugai）。当該アンケートは先生方のご意見を本教材に反映させる重要な機会となっておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

さらに、薬害教育の普及に向けて、積極的に薬害に関する授業を実施いただき、薬害教育教材「薬害に関する授業実践事例集」への掲載等を通じて、授業の成果を薬害教育のさらなる充実に活かすことにご協力いただける学校の募集を本年より再開することとしました。詳細は別添3に記載していますので、各学校に対して、ご協力いただける場合には厚生労働省の担当者までご連絡いただきますよう周知をお願いいたします。

【厚労省のHP】



【PMDAのHP】



【アンケート】



もし教材の使用方法等にご意見等がありましたら、メール（fukutai01@mhlw.go.jp）または電話にて随時ご連絡いただけますと幸いです。

担 当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
荒木、林、柳沢、竹崎
電話 03-5253-1111（内線2718、2719）
（夜間 03-3595-2400）
FAX 03-3501-2052

事務連絡

令和 5 年 3 月 13 日

都道府県教育委員会指導事務主管課
 各指定都市教育委員会指導事務主管課
 各都道府県私立学校事務主管課
 附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）
 を置く各国立大学法人附属学校事務担当課
 構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
 各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
 文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和 5 年度の薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布予定について

日頃より厚生労働行政にご理解・ご協力いただき誠に有り難うございます。

厚生労働省医薬・生活衛生局は、医薬品等の安全確保や薬害の再発防止等を所管していますところ、これからの社会を担う子どもたちに過去の薬害事件の教訓を伝えていくことも重要であると考えており、文部科学省の協力を得て、薬害を学び再発を防止するための教育を推進してきています。

具体的には、薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成し、これらの教材を活用した授業が広く行われるよう、取組を進めてきました。平成 23 年度から令和 3 年度までは全国の中学校に送付していましたが、平成 30 年に改訂した高等学校学習指導要領において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和 4 年度からは全国の高等学校等へ送付するとともに、全国の各中学校には教材紹介のために各校 1 部ずつ教材等を送付しております。令和 5 年度も同様に、全国の各高等学校に高校 1 年生の人数分程度、全国の各中学校に 1 部ずつ送付する予定です（令和 5 年度前半に送付予定）。

本教材は、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、主に高等学校の公民科（公共、政治・経済）や中学校の社会科（公民的分野）において御活用いただくことを想定しております。

つきましては、

都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校等及び各学校を設置する域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校等に対し、都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれては、所轄の高等学校・中学校等及び学校を設置する学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、附属の高等学校・中学校等に対し、令和 5 年度の本教材送付について、周知くださいますようお願いいたします。各学校において、令和 5 年度の年間指導計画等を策定いただくに当たりご参考としていただけるよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）には、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、薬害に関する授業の実践事例集、授業用素材等を掲

載しておりますので、令和5年度における中学3年生や高校1年生の年間指導計画等を策定する際の御参考としていただき、教材の活用について積極的に御検討くださいますようお願いいたします。

もし教材の使用方法等に御意見等ありましたら、メール (fukutai01@mhlw.go.jp) または電話にて随時ご連絡いただけますと幸いです。

令和5年度における本教材送付の際には、改めて同様に周知の御協力をお願いさせていただく予定です。

【厚労省 HP】



担当 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品
副作用被害対策室 荒木、鈴木、中村、竹崎
電話 03-5253-1111 (内線 2718、2719)
(夜間 03-3595-2400)

事務連絡
令和5年6月16日

各高等学校 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和5年度用）

日頃より厚生労働行政にご理解・ご協力いただき誠に有り難うございます。

厚生労働省医薬・生活衛生局は、医薬品等の安全確保や薬害の再発防止等を所管していますところ、これからの社会を担う子どもたちに過去の薬害事件の教訓を伝えていくことも重要であると考えており、文部科学省の協力を得て、薬害を学び再発を防止するための教育を推進してきています。

具体的には、薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成し、平成23年度から令和3年度までは全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に送付しておりましたが、令和4年度に高等学校学習指導要領（平成30年告示）において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和4年度からは全国の高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）の1年生を対象に配布するとともに、各都道府県教育委員会指導事務主管課等を通じて全国の高等学校等の関係機関に対して周知してきたところです。

本教材は、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、**主に公民科（公共、政治・経済）**においてご活用いただくことを想定しており、令和5年度も同様に、全国の各高等学校等に高校1年生の人数分（注）を送付させていただきます。

（注）教材の配布部数については、生徒数に若干加えた数としていますが、不足が生じた場合には、次頁の担当宛てに発送先及び必要な部数をご連絡いただきますようお願いいたします。

※本教材、視聴覚教材、指導の手引き、参考資料、活用事例、授業用素材等を厚生労働省のホームページ

「薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか？なぜ起こったのか—」（URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）に掲載していますので、併せてご参照ください。

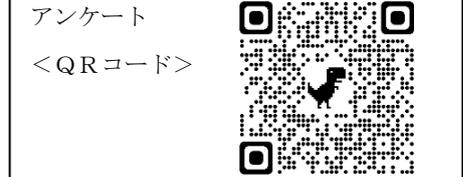
※また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において開設している「薬害の歴史展示室」について、HP（URL：<https://www.pmda.go.jp/about-pmda/exhibition-room/0001.html>）においてお知らせしており、授業用素材の一つとしてご活用いただくことが可能です。

<p>厚労省HP <QRコード></p>		<p>PMDA「薬害の歴史展示室」 <QRコード></p>	
--------------------------------	--	---	---

また、教材の改善等に資するよう、各高等学校の先生方に、教材の使用方法等に関する任意のアンケートにご協力いただきたいと思いますと考えております。当該アンケートは先生方のご意見を本教材に反映させる重要な機会となっております。ご協力いただける場合には、お手数ですが令和5年9月29日(金)までに御回答くださいますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

アンケートURL :

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202306_01yakugai



さらに、薬害教育の普及に向けて、積極的に薬害に関する授業を実施いただき、薬害教育教材「薬害に関する授業実践事例集」への掲載等を通じて、授業の成果を薬害教育のさらなる充実に活かすことにご協力いただける学校の募集を本年より再開することにしました。詳細は別添に記載していますので、ご協力いただける場合には、厚生労働省の担当者までご連絡をお願いいたします。

もし教材の使用方法等にご意見等がありましたら、メール (fukutai01@mhlw.go.jp) または電話にて随時ご連絡いただけますと幸いです。

担 当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
荒木、林、柳沢、竹崎
電話 03-5253-1111 (内線 2718、2719) (夜
間 03-3595-2400)
FAX 03-3501-2052

「実践事例集」の作成に御協力いただける学校を募集しています！

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室では、薬害教育教材「薬害を学ぼう」や、指導の手引き等を作成・配布し、生徒が薬害について学ぶ機会の拡大に取り組んでいます。

その取組においては、特に、本教材を実際にどのように使って授業を組み立て、実施していただくかについての実践例をご紹介することが有意義であり、これまでも多くの中学校・高等学校に御協力いただいて「薬害に関する授業実践事例集」を作成してまいりました。

授業の成果を薬害教育のさらなる充実に活かすため、この「実践事例集」の作成に御協力いただける学校を募集しています。積極的な応募をお待ちしております。

応募していただくと、弊室において以下記載のような支援を行うことができます。

また、ご負担にならない範囲で、「実践事例集」の作成に向けた御協力をお願いしたいと考えています。

これまで、全国の中学校・高等学校で様々な科目において実施していただいておりますが、被害者の苦しみに対する共感、被害者の受けた偏見・差別と基本的人権の尊重など、様々な観点で生徒の理解が深まったとの声をいただいております。

薬害を学ぶ授業を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことにも役立つと考えられます。

授業実施、授業計画策定に向けた支援

- ・教材の内容に御不明点等がある場合、必要なお説明等をいたします。弊室職員が直接学校に伺って事前打合せをさせていただくこともできます。オンラインでの打合せも可能です。
- ・薬害被害者の方に実際に授業等でお話いただくことを御希望の場合は、弊室が実施に向けて調整いたします。

御協力をお願いしたいこと

- ・授業当日は弊室職員等の方の見学をお認めください。
 - ・授業を受けた生徒の皆さん及び授業を実施した先生に、弊室で作成するアンケートに御回答いただくようお願いいたします。
- ※授業の様子やアンケート集計結果、先生の感想、授業計画については、厚生労働省において行政的な活用をさせていただきます（個人が特定されないよう配慮して行います。）

ご応募いただける場合、また、関心をお持ちいただけただけの場合、是非、以下の担当までご連絡ください。



厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室担当：荒木、林、柳沢、竹崎

電話番号 03-3595-2400 FAX 03-3501-2052

e-mail fukutai01@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 16 日

各中学校 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和 5 年度用）

日頃より厚生労働行政にご理解・ご協力いただき誠に有り難うございます。

厚生労働省医薬・生活衛生局は、医薬品等の安全確保や薬害の再発防止等を所管していますところ、これからの社会を担う子どもたちに過去の薬害事件の教訓を伝えていくことも重要であると考えており、文部科学省の協力を得て、薬害を学び再発を防止するための教育を推進してきています。

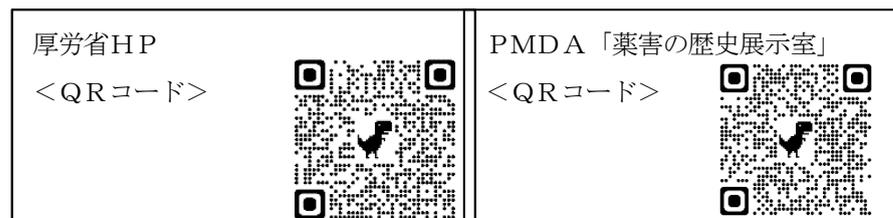
具体的には、薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成し、平成 23 年度から令和 3 年度までは全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に送付していましたが、令和 4 年度に高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和 4 年度からは全国の高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）の 1 年生を対象に配布することとし、全国の各中学校には教材紹介のために各校 1 部ずつ教材等を送付した上で、ご希望の場合に必要な部数をお送りすることとしています。

本教材は、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、**主に社会科学（公民的分野）**においてご活用いただくことを想定しており、各中学校におかれましても、引き続き授業等で積極にご活用いただきたいと考えております。令和 5 年度も同様に、本教材についての御紹介のための資料及び関係資料を同送いたしますので、追加の配布をご希望の場合は、下記担当宛てに発送先及び必要な部数をご連絡いただきますようお願いいたします。（注）

（注）教材の配布については、ご連絡いただいてから概ね 1～2 か月程度での発送となります（教材の在庫状況により前後する可能性がございますので、お問い合わせください）。

※なお、本教材、視聴覚教材、指導の手引き、参考資料、活用事例、授業用素材等を厚生労働省のホームページ「薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか？なぜ起こったのか—」（URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）に掲載していますので、併せてご参照ください。

※また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において開設している「薬害の歴史展示室」について、HP（URL：<https://www.pmda.go.jp/about-pmda/exhibition-room/0001.html>）においてお知らせしており、授業用素材の一つとしてご活用いただくことが可能です。



さらに、薬害教育の普及に向けて、積極的に薬害に関する授業を実施いただき、薬害教育教材「薬害に関する授業実践事例集」への掲載等を通じて、授業の成果を薬害教育のさらなる充実に活かすことにご協力いただける学校の募集を本年より再開することにしました。詳細は別添に記載していますので、ご協力いただける場合には、厚生労働省の担当者までご連絡をお願いいたします。

もし教材の使用方法等にご意見等がありましたら、メール（fukutai01@mhlw.go.jp）または電話にて随時ご連絡いただけますと幸いです。

担 当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品
副作用被害対策室
荒木、林、柳沢、竹崎
電話 03 - 5253 -

「実践事例集」の作成に御協力いただける学校を募集しています！

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室では、薬害教育教材「薬害を学ぼう」や、指導の手引き等を作成・配布し、生徒が薬害について学ぶ機会の拡大に取り組んでいます。

その取組においては、特に、本教材を実際にどのように使って授業を組み立て、実施していただくかについての実践例をご紹介することが有意義であり、これまでも多くの中学校・高等学校に御協力いただいて「薬害に関する授業実践事例集」を作成してまいりました。授業の成果を薬害教育のさらなる充実に活かすため、この「実践事例集」の作成に御協力いただける学校を募集しています。積極的な応募をお待ちしております。

応募していただくと、弊室において以下記載のような支援を行うことができます。

また、ご負担にならない範囲で、「実践事例集」の作成に向けた御協力をお願いしたいと考えています。

これまで、全国の中学校・高等学校で様々な科目において実施していただいておりますが、被害者の苦しみに対する共感、被害者の受けた偏見・差別と基本的人権の尊重など、様々な観点で生徒の理解が深まったとの声をいただいております。

薬害を学ぶ授業を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことにも役立つものと考えられます。

授業実施、授業計画策定に向けた支援

- ・教材の内容に御不明点等がある場合、必要なお説明等をいたします。弊室職員が直接学校に伺って事前打合せをさせていただくことも可能です。オンラインでの打合せも可能です。
- ・薬害被害者の方に実際に授業等でお話しいただくことを御希望の場合は、弊室が実施に向けて調整いたします。

お願いしたいこと

- ・授業当日は弊室職員等の方の見学をお認めください。
- ・授業を受けた生徒の皆さん及び授業を実施した先生に、弊室で作成するアンケートに御回答いただくようお願いいたします。

※授業の様子やアンケート集計結果、先生の感想、授業計画については、厚生労働省において行政的な活用をさせていただきます（個人が特定されないよう配慮して行います。）

ご応募いただける場合、また、関心をお持ちいただけただけの場合、是非、以下の担当までご連絡ください。



厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室担当：荒木、林、柳沢、竹崎

電話番号 03-3595-2400 FAX 03-3501-2052

e-mail fukutai01@mhlw.go.jp

「実践事例集」の作成に御協力いただける学校を募集しています！

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室では、薬害教育教材「薬害を学ぼう」や、指導の手引き等を作成・配布し、生徒が薬害について学ぶ機会の拡大に取り組んでいます。

その取組においては、特に、本教材を実際にどのように使って授業を組み立て、実施していただくかについての実践例をご紹介することが有意義であり、これまでも多くの中学校・高等学校に御協力いただいて「薬害に関する授業実践事例集」を作成してまいりました。授業の成果を薬害教育のさらなる充実に活かすため、この「実践事例集」の作成に御協力いただける学校を募集しています。積極的な応募をお待ちしております。

応募していただくと、弊室において以下記載のような支援を行うことができます。

また、ご負担にならない範囲で、「実践事例集」の作成に向けた御協力をお願いしたいと考えています。

これまで、全国の中学校・高等学校で様々な科目において実施していただいておりますが、被害者の苦しみに対する共感、被害者の受けた偏見・差別と基本的人権の尊重など、様々な観点で生徒の理解が深まったとの声をいただいております。

薬害を学ぶ授業を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことにも役立つものと考えられます。

授業実施、授業計画策定に向けた支援

・教材の内容に御不明点等がある場合、必要なお説明等をいたします。弊室職員が直接学校に伺って事前打合せをさせていただくこともできます。オンラインでの打合せも可能です。

・薬害被害者の方に実際に授業等でお話しいただくことを御希望の場合は、弊室が実施に向けて調整いたします。

御協力をお願いしたいこと

- ・授業当日は弊室職員等の方の見学をお認めください。
- ・授業を受けた生徒の皆さん及び授業を実施した先生に、弊室で作成するアンケートに御回答いただくようお願いいたします。

※授業の様子やアンケート集計結果、先生の感想、授業計画については、厚生労働省において行政的な活用をさせていただきます（個人が特定されないよう配慮して行います。）

ご応募いただける場合、また、関心をお持ちいただけただけの場合、是非、以下の担当までご連絡ください。



厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室担当：荒木、林、柳沢、竹崎

電話番号 03-3595-2400 FAX 03-3501-2052

e-mail fukutai01@mhlw.go.jp

「薬害」を学ぶための教育の充実

- ◆ 「高等学校学習指導要領（平成21年告示）解説公民編」においては、現代社会及び政治・経済の中で、「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編」においては、公共及び政治・経済の中で薬害問題などを扱うこととされているため、薬害教育教材「薬害を学ぼう」を全高等学校に配布しています。また、中学校でも社会科（公民的分野）等で、薬害教育教材「薬害を学ぼう」を厚生労働省HPを通じてご利用いただくことが可能です。
- ◆ 薬害を学ぶための授業や教員研修を実施するに当たり、全国薬害被害者団体連絡協議会から講師を派遣していただき、薬害被害者やご家族の方の声を直接伺う機会を設けることが可能です。

薬害を学ぶための教材

- **薬害教育教材「薬害を学ぼう」**を令和4年度から**全高等学校に配布**しています。
（令和3年度までは全中学校に配布してきました。）
- 関連する**教師用の指導の手引き**や**視聴覚教材**、**事例集**も配布しています。
- 上記の薬害教育教材、視聴覚教材、教員用の指導の手引き、事例集等は下記の厚生労働省HPに公開しています。ダウンロードも可能ですのでご利用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

こちらのQRコードからもアクセスできます→



講師派遣

- **全国薬害被害者団体連絡協議会**から、**授業や教員研修のために講師を派遣**していただくことが可能です。詳細は下記の専用メールアドレスからお問い合わせください。

※薬害被害の歴史や薬害の再発防止への思い等を被害者やご家族の立場からお話いただくことが可能です。

全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

講師派遣窓口専用メールアドレス： yakuhiren.lecturer@gmail.com

薬害を学ぼう



どうすれば防げるのか？



なぜ起こったのか？



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※この歌劇は「薬害を知り、被害にあった方々の声を聞き、薬害被害者のプロセスを学び、薬害が抱える社会の仕組みを学べる」ために作られています。

なぜ薬害は起こったのだから？

これまで数々の薬害が繰り返されてきました。なぜ薬害は起こったのでしょうか。代表的な薬害を詳しく見ながらその原因を考えてみましょう。

キノホルム製剤によるスモンの発生

■「キノホルム」は、1900年頃にスイスで傷薬として販売された薬で、日本では整腸薬として使われるようになりました。1960年代、キノホルムの入った整腸薬を飲んだ人に、全身のしびれ、痛み、視力障害などが起こりました。当初は伝染病が疑われ、原因究明が遅れたため、1万人を超える人が被害にあつたといわれています。

■当時、世界各国でキノホルムの危険性に関する警告がなされていきましたが、製薬会社は「安全

な整腸薬」として販売し、医師はそれを薬と見做し、患者に処方し、国も安全性の審査が十分にならず、未曾有の被害を起こしてしまつたのです。

■これをきっかけに、薬の安全性を確保するための法律改正や薬の副作用で被害を受けた人の救済する制度の創設がなされました。スモンは、社会の仕組みに影響を与え、国や製薬会社、医療従事者といった関係者に様々な教訓を

どうすれば薬害が起こらない

これまで数々の薬害について見てきました。どうやら薬害は、下図に示された社会の仕組みがうまく社会の仕組みがうまく働くように、薬を作る製薬会社、薬を承認する国、薬を処方する医師や薬剤師

関係者には、それぞれどのような役割があるのだから？



学習のポイント

point 1 国、製薬会社、医療従事者は何をすべきだったのか考えてみよう。

point 2 どのような制度ができたのか調べてみよう。

サリドマイドによる胎児の障害

■「サリドマイド」は1960年前後に腫瘍薬や胃痛薬として販売された薬です。はじめはドイツで販売され、日本でも妊婦や小児が安心して飲む安全無害な薬」をキャッチフレーズに販売されました。

■ところが、この薬を妊娠初期に服用した母親から、手足、耳(聴力)、内蔵などに障害のある子どもが次々と誕生したのです。これに気づいたドイツの医師がサリドマイドの危険性を警告し、欧州各地ですぐに薬の販売中止と回収が行われ

れました。しかし、日本で薬の販売中止が発表されたのは警告後10ヶ月も経った後となり、被害が拡大したのです。

■これをきっかけに、薬の副作用が胎児に及ぶ場合があることが広く知られ、胎児への影響の確認(動物実験)が義務づけられました。また、副作用の発生を監視する制度が作られるなど、薬の安全性の確認がより注意深くなされるようになりました。



社会になるのだから？

働いているかどうかと関係があるようです。そして薬を使う私たちそれぞれのような役割を果たせばよいのか考えてみましょう。

学習のポイント

point 1 図に示す私たちの社会の仕組みがどのように働けばよいのか説明してみよう。

point 2 社会の仕組みがうまく働いて薬害の発生を防ぐためには、図中のA・B・C・Dが互いに何をすべきかを共有し、それぞれの役割を果たすために活用しよう。

もっと詳しい役割を見てみよう!

B 国/PMDA	A 製薬会社
<ul style="list-style-type: none"> 薬の有効性・安全性や、製薬会社の行動などをチェックする役割 薬の安全性などをチェックするための基準を作成する 薬の承認を取り出す。薬の回収命令など製薬会社に通じた指導を行う など 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な試験などを通じて、安全な薬を開発・製造する役割 薬の販売を開始した後も情報を集め、適切な対応をする役割 危険が分かっていた薬の販売中止・回収 薬の説明書(添付文書)を通じて正しい情報を伝えるなど
D 国民(消費者)	C 医療従事者(医療機関)/薬局
<ul style="list-style-type: none"> 消費者として主体的に関わる役割 自分の使う薬に安心を待つ 関係者(国、製薬会社、医療機関)の説明や行動をチェックするなど 	<ul style="list-style-type: none"> 薬を正しく処方する役割。薬の情報を正しく説明する役割 薬の使用後の状況を把握して処方するなど 薬の副作用が起きた場合に国や製薬企業に報告する役割

薬害を4部門(国、製薬会社、医療機関、国民)の役割

やくがい

薬害が起こらない社会を目指して 私たちができること。

これまで見てきたように、過去には多くの悲惨な被害が起きてきました。私たちは、このような被害に学び、二度と薬害が起こらない社会を目指する必要があります。そのために何が必要なのか、私たちができることは何なのか、みんなで考えてみてください。

学習のポイント

薬害の起こらない社会にするために、どうすればいいのか次の3点から考えてみよう。

- 薬の安全性などの情報を共有し、関係者がそれぞれの役割を果たすためには具体的にどのようなことをすればよいか。
- 私たちが消費者の立場から、薬に関する情報を得たり、薬を使用する際に問題があった場合にはどのような情報を発信すればよいか。
- 今の社会の仕組みで改善する点はないか、どのような点を改善すればよいか。

「健康被害救済制度」について



薬による健康被害を受けた人々を救済するために、「医薬品副作用被害救済制度」などの公的な救済制度があります。これは、サリドマイドやスモンを契機としてつくられたものです。このサイトでは、薬の副作用情報も見ることができます。

独立行政法人
fndai 医薬品医療機器総合機構
詳しくはこちら ▶ <http://www.pmda.go.jp/>

- 医薬品の副作用情報に関する情報
<http://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/yakuSearch/>
- 医薬品の副作用による被害の救済に関する情報
http://www.pmda.go.jp/kenkoujpu_camp/hoob2.html

関連サイト

- 厚生労働省(本テキストの参考資料)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/yakuhin/yakugai/index.html>
厚生労働省の本テキストに関するサイトです。より詳しい情報などを見ることが出来ます。
- 一般社団法人くすりの適正使用協議会
<http://www.rad-ar.or.jp/>
薬のリスクとベネフィットを一般消費者にわかりやすく解説しているサイトです。
「くすりのしおり」<http://www.rad-ar.or.jp/siori/index.html>
では、現在使われている約16,000種類の薬の詳しい情報を見ることができます。
- 全国薬害被害者団体連絡協議会
<http://hkrc.0007.jp/yakugai/>
主な薬害被害者団体が加盟している協議会のサイトです。各被害者団体のサイトにリンクしています。
- 学校保健ポータルサイト
<http://www.gakkohoken.jp/>
公益財団法人日本学校保健会が運営する子どもたちの保健に関する情報を集めたサイトです。
「医薬品と製薬(高校生)」<http://www.gakkohoken.jp/books/archives/37> では薬に関する様々な情報が掲載されたテキストをダウンロードできます。

【発行】厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
☎(03)-5253-1111 □ <http://www.mhlw.go.jp>
※令和4年6月改訂版

年
組

61. B型肝炎副読本「B型肝炎いのちの教育」について（令和5年10月31日事務連絡）

副読本「B型肝炎 いのちの教育」について、以下のとおりお知らせします。

事 務 連 絡
令和5年10月31日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

副読本「B型肝炎 いのちの教育」について

日ごろから集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害への理解の促進について、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、別紙のとおり、厚生労働省から、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として令和2年度に作成した、副読本「B型肝炎 いのちの教育」について、今年度も学校の先生方への普及を図る観点から、中学3年生を担当する教員の皆様と各教育委員会に送付させていただき、連絡がありました。

令和5年11月27日以降順次、当該副読本の見本（教師用及び生徒用）と別紙中の「B型肝炎 いのちの教育 活用のお願い」を、厚生労働省から全国の各中学校等及び各都道府県・市町村教育委員会に直接配布されますのでよろしくお願いたします。また、各学校において、当該副読本（教師用及び生徒用）の送付を希望される場合は、別紙中の申込書に必要事項を御記入の上、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室へお申し込み願いたします。

併せて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）についてのお知らせもありました。患者講義の希望がある学校に対して講師の派遣が行われていますので、派遣による患者講義を希望される場合は、別紙中の申込書に必要事項を御記入の上、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室へお申し込み願いたします。

貴課におかれては、このことを御了知いただくとともに、域内の市（指定都市を除く）町村教育委員会、所管の中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）に周知くださいますようお願いいたします。

なお、当該副読本や患者講義に係る問合せについては、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室に直接お問い合わせください。

<副読本や患者講義に係る問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室
電話 03-5253-1111（内線2101）

<参考>

・副読本「B型肝炎 いのちの教育」(生徒用)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001159456.pdf>

・副読本「B型肝炎 いのちの教育」(教師用)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001159455.pdf>

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

T E L : 03-5253-4111 (内線 2565)

健生が発 1019 第 2 号
令和 5 年 10 月 19 日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長
(公印省略)

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について

日ごろから集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害への理解の促進について、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、令和2年度に全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団のご協力のもと、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成いたしました。

学校の先生方への普及を図る観点から中学3年生を担当する全教員及び、各教育委員会に、別添の副読本及び「B型肝炎 いのちの教育ご活用のお願い」を令和5年11月27日以降順次送付させていただきます。

つきましては、これら関係機関において、教員への配付が円滑に行われるようご配慮願います。

なお、生徒分の送付については、各学校から当課B型肝炎訴訟対策室宛に申し込みをしていただく必要がございます。各学校において、生徒分の送付を希望される場合、別添の申込書をご活用いただきますようご周知願います。

また、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）について、希望がある学校に対する派遣を実施しています。

患者講義の派遣を希望される場合も、別添の申込書をご活用いただきますようご周知願います。

(問い合わせ先)

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

B型肝炎訴訟対策室 担当者：田中・守田

電話：03-5253-1111 (内 2101)

F A X：03-3595-2169

活用の方法

1. 社会科（公民的分野）での活用
 国による集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながることも期待されます。この副読本は、社会科（公民的分野）の授業内での活用が十分に可能なものです。

2. 人権教育での活用

B型肝炎ウイルス感染者は差別や雇いにも苦しんでいます。この副読本には、こうした声が掲載されており、人権教育の教材として活用が可能です。雇いや差別のない社会を作るにはどうしたらいいか考えることができます。

3. 保健体育科（保健分野）での活用

感染対策は、正しい知識を持ち、適切に対応することが必要です。この副読本では感染症についてB型肝炎ウイルスを例に学べます。

4. 授業外の時間での活用

授業で取り上げる時間がない場合でも、朝の会や帰りの会などの際、以下を参考にコメントを付しながらこの副読本を生徒に配布し、ご家庭での学習の際に活用することも考えられます。

この副読本を通じて、B型肝炎のことや、感染予防のこと、感染したことで雇い差別に苦しんでいる方がいること、被害者の方々の具体的な声などが学べ、雇い差別のない社会をつくるためにはどうしたらいいか、同じような被害を繰り返させないためにはどうしたらいいかを考えるきっかけになると考えられます。

B型肝炎って?

感染予防のための正しい知識を身に付けよう
 感染したことで雇い差別に苦しんでいる方々がいます。
 B型肝炎感染歴にあわれない方の声を聞き、一人ひとりの被害者が抱えない社会の仕組みをまよまよ
 B型肝炎感染歴について知ろう
 基本合意での国の感染
 五訂増版なみ本の2
 被害の軽減を求めて苦がまよまよに
 私たちができること



B型肝炎
 いのちの教育
 活用のお願い

副読本について、生徒分の送付希望がありましたら別添の「申込書」を活用の上、お申し込みください。また、B型肝炎患者を講師として派遣できますので、副読本を用いた授業の実施にあたって、ぜひご活用ください。

厚生労働省では、全国B型肝炎訴訟報告団・弁護団の協力を得て、中学3年生を対象とした副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成しました。

この副読本は、主に中学生を対象として、肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすること、また、集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聞き、被害回復の過程を学ぶことにより、二度と同様の被害が起らない社会の仕組みを考えることを目的としています。

この副読本の活用に関する詳細に「活用の方法」も記載しておりますので、社会科や保健体育科などの学習や家庭学習等で、ぜひ積極的にご活用いただくようお願いいたします。

生徒への配布を予定している学校・教員の方々に合わせては、厚生労働省（B型肝炎訴訟対策室）より希望部数を送付いたしますので、別添の「申込書」に必要事項を明記の上、下記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。

また、全国B型肝炎訴訟報告団・弁護団においては、集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者などを講師として派遣し、被害者の声を伝える活動（以下、「患者講演」という。詳細は別添の「B型肝炎患者による患者講演実施のお願い」を参照）を行っています。この副読本を用いた授業の実施にあたって、患者講演の派遣を希望される場合も、別添の「申込書」に必要事項を明記の上、下記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。厚生労働省より派遣の日数調整等をさせていただきます。

【留意事項】

副読本の送付の申し込みについて、希望部数や時期により送付までにお時間をいただく場合がございます。また、患者講演の派遣の申し込みについても、派遣希望時期より余裕をもって申し込みいただきますようお願いいたします。

副読本のデータは厚生労働省HP（B型肝炎訴訟）に掲載しております。冊子の活用に加えて、ダウンロードの上、データもご活用いただいても問題ございません。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/jinyou/kenkou/b-kanen/index.html>

【送付希望・派遣希望に関するお問合せ先】

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室 TEL: 03-5253-1111(内線 2101)

メールアドレス: bkan-inocchi@mhlw.go.jp / FAX: 03-3595-2169



B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変、肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。

患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、5,000回以上の講義を実施しました。これまでに講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

【実施例】

患者講義は、社会科(公民的分野)、保健体育科、総合的な学習の時間等において実施されています。いずれも患者や遺族の体験を直接聞くことで、人権尊重の精神の涵養等の学習効果が高まります。

- 患者、遺族の語り 20分
- 教育の道徳的・社会的意義の説明 20分
- 質疑 10分

集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた教育の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながることも期待されます。

- 患者、遺族の語り 20分
- 適切な感染対策の重要性の説明 20分
- 質疑 10分

感染症の予防についてB型肝炎ウイルスを例に学ぶことが期待されます。

- 患者の状況や感染被害の背景の説明 20分
- 患者、遺族の語り 20分
- 質疑 10分

偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返さないためにはどうしたらよいかを考えることが期待されます。

- ・実施場所：高校内、または高校の指定した会場
- ・実施時間：授業内容・高校の必要に応じて対応可
- ・対象人数：不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。
- ・派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。



お問い合わせ先
厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

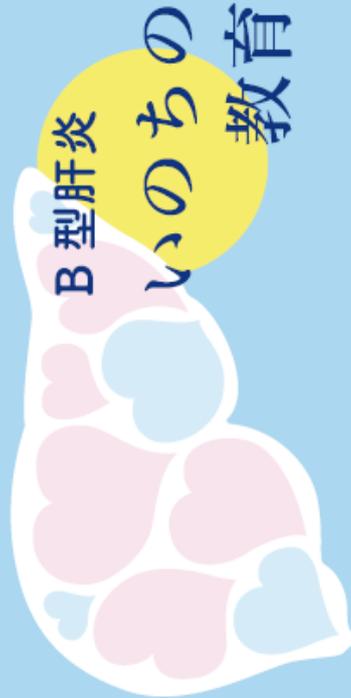
TEL:03-5253-1111(内線2101)
FAX:03-3595-2169
E-mail: bkan-inochi@mhhw.go.jp

お申し込み方法
別添の「申し込み書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整をさせていただきます。
※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。

※この教材は、主に中学生を対象として、①肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすこと、また、②集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経路を知り、被害にあった方々の声を聞き、被害回復の学習を学ぶことにより、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組みを考えることを目的としています。

さらに、子どもと学ぶことにより、感染を予防するとともに、こうした病気に対する偏見や誤解に苦しんでいる人々に寄り添い、変えていく社会の一員になることを目指す「いのちの教育」となるものです。

集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。



集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。



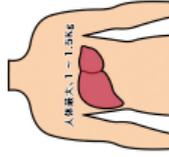
このページの
ねらい

B型肝炎について理解させることで、感染症の予防について学習する。

B型肝炎って？

肝臓って？

肝臓は体で一冊大きな臓器です。代謝・貯蔵、解毒、胆汁の生成など、たぐさんの大事な働きを持っています。機能が低下しても再生能力が高いので、重い病気になるまで気づかないことも多く、「沈黙の臓器」と言われています。



肝炎って？

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、肝臓のはたらきが損なわれる病気です。肝炎の原因の多くは、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスです。国内のB型肝炎ウイルスの感染者は110万人～140万人、C型肝炎ウイルスの感染者は190万人～230万人とされています。肝炎は、国内最大級の感染症とされており、国全体で取りこぼすべき重要な健康課題です。

A B型肝炎ウイルスはどこから感染するの？

B B型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染します。

過去には、お母さんからの出産時での感染(母子感染)や、集団予防接種での注射器の連続使用による感染がありました。これらは、医療の進歩や行政の対策により現在ではほぼなくなりました。

C 現在では、血液が有いた運具(カミソリ、歯ブラシ、ピアス・タトゥーなどの刺など)やそのまますま共用した場合の感染や、性交渉による感染などがあります。

B型肝炎ウイルスに感染するとどうなるの？

B型肝炎ウイルスに感染しても80パーセントの人は症状が出ません(無症候性キャリア)。

ただ、慢性肝炎、肝硬変、肝がんといった重い病気になることがあります。現在、B型肝炎ウイルスの活動をおさえる薬がありますので、検査を受け、早期に見出し治療することが大事です。



- 2 -

A B 肝炎と感染の原因について理解させる。

C 感染の危険性のある行為について注意をうながす。

- ・感染症の発生要因、感染の予防、適切な治療の重要性について理解させる。
- ・差別や偏見のない社会の実現について学習させる。

B型肝炎感染の予防のための正しい知識を身につけよう

日常生活で感染するの？

日常生活では感染しません。
(たとえば、握手をする、一緒にお風呂に入る、同じ皿の食事を食べるなど)



D ワクチンを打つことで、感染を予防できます。
【0歳児を対象とした定期接種が行われています。】

B型肝炎ウイルスに感染しているかどうか、**どうしたらわかるの？**

血液検査でわかります。、病院や保健所等で検査を受けることができます。

イラストは平成22年度、厚生労働省科学政策推進課健康増進部健康増進課より

感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方々がいま

F 社会的生活の中で、B型肝炎ウイルスにかかるとは理由と伝えずに差別されることがあります。しかし、このことが社会に理解されていけば結果として、偏見や差別に苦しんでいる患者も少なくありません。後ほど紹介しますが、かつての集団予防接種によるB型肝炎患者の方々のため、病気を理由に、仲間はずれにされたり、差別や差別から逃げられたいという声もあられます。B型肝炎に感染すると、どんな病気であるか、病気がどうして起こるのか、適切な治療を受けることができていない人もいます。正しい知識を持つ治療を予防することも、患者さんたちをしっかりと支えることが大切です。お互いに支えあっていくことが大切です。

学習 偏見や差別のない社会を作るためには どうしたらいいのか考えてみよう。

- 1 B型肝炎患者が、どのようなときに偏見や差別を感じるのか考えてみよう。
- 2 B型肝炎患者が、安心して暮らせるようになるために私たちにできることを考えてみよう。

- D 感染症の予防にはワクチン接種により免疫を付けるなど身体への抵抗力を高めることが有効であることを理解させる。**
- E 感染症にかかった場合は早期に適切な治療が必要であることを理解させる。**
- F B型肝炎の患者への差別偏見について理解させる。**

このページの
ねらい

B型肝炎被害にあわれた方々の声を聴き、二度と同様の被害が

集団予防接種とは

A 国は、1948年に予防接種法という法律を作り、伝染する恐れがある**感染症を広く、国民に予防接種を受けさせる義務を付与した。**

予防接種を受けない国民は罰せられるという通知が届くと、子どもを学校や公民館に連れていき、予防接種を受けさせました。子供たちが喜んで、集団で予防接種の注射を受けることが行われ、これを**集団予防接種と呼びました。**

あなただけの身近な人たちがもたらした影響を受けていました。



予防接種の様子（1948年）

「再発におびえ、生きる希望を失いそうに何度もなりながら」一肝がんの恐怖—



田中 隆雄さん(東京)

2009年に肝臓がんを診断されました。6センチ、腹りこぶしの大きさの肝臓を切除、**がん再発防止のために**、医師からは、5年生存率は50%、10年生存率は10%と聞かれ、再発におびえ、生きる希望を失いそうに何度もなりながら闘病を続けてきました。肝臓がんを診断された人は、みんな辛い思いをしています。病気と闘うだけでなく、生きていくこと自体も辛いのです。私たちが望まなければならないのは、決して仕方がないことではありませんが、**病が適切にコントロールされていくれば、集団予防接種での注射の思い出という、ずいぶん大きなことをしなれば、私たちがこんな苦ししい思いをしなくても済むのでは**。

(2013年 厚生労働大臣と前山田一井穂国との記者会見での発言)

「B型肝炎がうつるとやろ」一母子感染と差別の苦ししみ—



宮口 三枝子さん (AM)

30歳の時、B型肝炎を診断されました。その安心感になり、2人の子の自覚検査をしました。「お子さんたちにも感染してしまふ」と言われ、泣きながら受けました。その後、自分の息子さんが大きくなりました。検査結果は「B型肝炎の検査結果が陽性」となり、B型肝炎の人が検査の結果を知らずにごく偶然に「あなたから感染されたことがありました。本人にB型肝炎で入浴した」と話したら、連絡が絶えてしまいました。いつまでも懐く体の言いき、病気の進行への不安、偏見、差別、自分の体に染み渡る痛み、B型肝炎という病名もいっぺんやらないで、死んだ方が楽になると思ったことがありました。……けれど子どももいる、思いどまらなくてもいい、2月12日のことでした。今でも、あの日のことは忘れられません。毎年2月12日になると、「ああ、生きていてよかった」としみじみ思います。

(2017年 B型肝炎患者会主催に生かす世代での発言)

A 集団予防接種について理解させる。

患者や被害者の方々が心身両面で苦しんできたこと、二度と同じことが起きないように願っていることを理解させる。

起こらない社会の仕組みを考えよう

集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大 -----
注射の針や筒を連続使用した場合、B型肝炎ウイルスを感染させる恐れがあります。予防接種法が作られた当時、先進諸外国では、注射の針と筒をひとりひとりの注射ごとに交換することが推奨されていました。

B しかし、注射の針と筒の交換は必ずしも守られず、集団予防接種では、注射の針や筒が連続使用されました。これは、1988年に、国が、注射針だけでなく注射筒も1人ごとに取り替えるよう指導するまで続いています。このように、集団予防接種による注射の針と筒の連続使用が40年もの長い間にわたって放置された結果、B型肝炎ウイルスの感染が拡大していききました。また、感染した子供が大人になり、その子供に肝炎ウイルスを感染させてしまうこともあります(母子感染)。

C 110万人から140万人といわれるB型肝炎ウイルスキャリアのうち、集団予防接種を原因としてB型肝炎ウイルスに感染した人は、40万人以上いると言われています。誰もが被害者になる可能性がありました。

「私たち家族の時間を返してください」 一夫を失った悲しみ



朝川さん (匿名)

私の夫は、47歳で肝臓で亡くなりました。夫が亡くなったからには、身の置き場のない悲しみと涙ばかりでいっぱいでした。私は仕事から帰るとお風呂の浴槽から掃除することができず、掃除の明け方もついでにうすくまっています。肝臓がった状態を作れなくなりました。夫が亡くなったのが寝ますが涙の出ない日はありません。「どうか夫を返して下さい。転落事故の被害を返して下さい。」心の中で私はずっと叫び続けています。私たちの被害は国の政策の誤りによって生み出された。避けられなかった被害です。こんなことで人の命が奪われてしまうなんて理屈はだとも思いません。夫は「なんで自分なんだろう」といつも言っていました。夫のような、転落事故のような犠牲者をする方が出ないような、そのような社会になってほしいと心から思っています。

(2019年 厚生労働大臣と報告部・分団との定例懇談会)

「私にもしものことがあったら」 一失われた希望



Aさん (仮名)

私は、27歳の別居型肝炎を発症して、5年入院治療を繰り返してきました。若い子どもも2人を抱えた妻には、本意に心無い思いをさせてしまいました。私にもしものことがあったら願はばどうなってしまうのだろうか、いつも不安でした。今も、肝がんの発症にいつも怯えています。

仕事も、体に無理がかからないよう制限せざるを得ませんでした。期待も一時半減になりました。病気がなければ、もっと精力的に仕事をしていた、今よりもやりがいや責任のある仕事もできたと思います。B型肝炎が、人生の転機や運命技を、私の意思や能力とは別のところから奪っていると思うと、何とも思えず悔しい気持ちになります。

私たちの被害は決して解くことにはありません。しかし、「この被害を未来につなげてはいけません」と私は願っています。

(2017年 厚生労働大臣と報告部・分団との定例懇談会)
※今でも、偏見や差別などから、名前や顔を公開することができずに苦しんでいる人たちがたくさんいます。

B B型肝炎被害の原因について理解し、なぜ止められなかったのか考えさせる。

C 誰もが被害者となりえたる身近な問題であることを理解させる。

このページのねらい

B型肝炎訴訟について学習することで、基本的な人権と法の意義について理解させ、三権分立を学ぶ。

B型肝炎訴訟について知ろう

A B型肝炎訴訟は、集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに感染した被害者が、国に対して損害賠償を求めた訴訟です(国家賠償訴訟)。1989年から先行訴訟が始まりました。2006年、最高裁判所は、注射の針と筒を連続使用した場合、B型肝炎ウイルスを感染させる恐れがあることについて、国は当然に予想できたと判断し、国の責任を認めました。

その後、2008年、全国訴訟が提起されました。2011年6月に、国は被害者に謝罪し、謝金(謝金)・弁償(特)の間で基本合意を締結しました。2011年12月、国は被害者を救済する法律を制定しました(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給等に関する特別措置法)。



基本合意での国の約束

個別救済

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに感染した被害者や遺族に賠償金を支給し、被害者の救済を進めていきます。

恒久対策

全ての肝炎患者が安心して暮らしていけるよう、ウイルス検査の促進、肝炎治療の体制整備、医療費の助成、新薬の開発研究、差別や偏見の解消を進めていきます。

再発防止

同じような被害が繰り返されないよう、なぜ被害が起こったか原因を調査してまとめ、再発防止に取り組んでいきます。



厚生労働省で被害者救済に関する説明会(2014)



特定B型肝炎ウイルス感染者給付金交付式(2011)

A 人権保護と国家賠償請求の意義(憲法17条)について理解させる。

B 司法制度による救済について学習させる。

C 世論喚起による救済の実現について学習し、民主主義と政治参加について理解させる。

(参考)再発防止策について
 「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証および再発防止に関する検討会」報告書
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jyyou/kenkou/b-kanen/index.html#h2_free7
 「B型肝炎 感染被害拡大の真相究明と再発防止への提言」なぞどうして…
<https://bkan.jp/booklet.html>

年	出来事
1945年	国、予防接種法により集団予防接種の実施を義務付ける。
1955年	この時期から、注射器の不十分な消毒によって感染する可能性があることが日本国内で指摘。
1984年	WHO(世界保健機関)、注射器の連続使用が血源性肝炎を引き起こす危険性について指摘。
1988年	国、予防接種法における注射器の滅菌措置などの取組を推進。
2006年	5人の原告、注射器の連続使用が原因でB型肝炎に感染したとして、札幌地裁に国を請求(先行訴訟)。 B 原告は、国の責任を及ぼすとの主張が今に対する感染対策は真しと認められた。
2008年	国の賠償に対する取組を求め、全国100裁判所に集団訴訟(全国訴訟)。 C しかし、感染被害及びその遺族のみなに対する感染対策は真しと認められた。
2011年6月28日	国の原告(1)・弁護団の和解に関する「基本合意書」締結。原告人(原告)・国を代表して心からお詫びすると謝罪。
2011年12月	特定B型肝炎ウイルス感染被害者給付金等の支給に関する特別措置法成立。
2020年3月末	現患者数 約7万6000人、 利用者数約6万人

なぜ防げなかったの？

集団予防接種は、様々な病気を防ぐために行われ、たくさんの方々の健康を守ってきました。その一方で、集団予防接種でのB型肝炎ウイルスへの感染被害は、40年以上にわたり数千人の生命や健康が損なわれました。集団予防接種に関わっていた人は、行政の人、医療関係者などたくさんいます。誰かが注射器の連続使用をやめさせるとして、被害の発生を防ぐことはできなかったのでしょうか。

- 予防原則**
- D** 国の調査結果では、「予防原則」が守られていなかったことが大きな問題であるとの指摘がされています。
- E** 「予防原則」とは、深刻な結果が訪れる可能性があるときには、効果より安全を優先して行動するべきという原則です。
- D** これを守られていれば、それぞれの方が、命や健康を守ることが何より大事と考えると、安全かどうかを調べたり、みんなの情報共有したり、危ないからやめようと思いを述べて中止できたかもしれません。一人一人に安全への意識が欠け、危険かもしれないことをやめずに続けてしまう環境があると、命や健康がうばわれるという深刻な被害がずっと続いてしまうことがあるのです。

被害の教訓を未来に活かすために

今は、集団予防接種での注射針と注射筒の連続使用ということはありません。しかし、社会の制度が人々の命や健康を害するということは、これからも起こる可能性があるかもしれません。同じような被害をくりかえさないためにはどうしたらよいのでしょうか。**E** 一人ひとりの市民はどのようなことができるのか、今の社会の仕組みで改善する点はないか、どのような点を改善すればよいか、考えてみましょう。

- D** 予防原則について理解させる。
- E** 自らの問題として考えさせる。

このページの
 わらい

B型肝炎被害と同様の被害が二度と繰り返されないために
 自分たちができていることを考えさせる。

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聞き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



- 参考**
- 「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)
- A** 国会による社会の制度も介した、国民の生命・健康に関わる重要の再発防止に向けた対策として、国は積極的な役割を担うべきである。
- 「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)
- 国民にあっては、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、所管、国政の意識は高まってきたが、今後は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を把握し、連携・協力を図るべきである。

B型肝炎についても深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)
<http://www.kanen.negm.go.jp/program/manabustart.html>

厚生労働省(B型肝炎訴訟について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kenkou_jyyou/kenkou/b-kanen/

知って肝臓プロジェクト
<http://www.kanen.org/>

全国B型肝炎訴訟弁護団
<http://man.jp/>



A 我々国民が持つべき積極的な姿勢とは何かを考えさせる。

考えよう。話し合おう。

もし、自分や家族が臓器移植により命が助かるかもしれないとしたら、「臓器移植を受けたい」ですか、それとも「受けたくない」ですか？

もし自分や家族が死に直面したとき、「提供できる臓器をあげたい」ですか、それとも「あげたくない」
ですか？

どれも大切な「自分の気持ち」で

す。正解も不正解もありませんが、「あなた」はどうですか？よく考えてみましょう。

また、**本人の気持ち**が分からない場合は、**臓器提供**をするかどうかは残された家族だけで決めることになりません。**みなさんがどう考えているのか**家族に伝え、**家族とよく話し合っておく**ことが大切です。

よく話し合ってみよう



どの気持ちも守られます

「移植医療に関する世論調査」※ (平成29年9月 内閣府大臣官房政府広報室)

あなたは、これまでに、ご家族や親しい方のうちあなたか臓器提供や臓器移植について話をしたことがありますか、話をしたことがありますか。

話をしたことがある 35.4% 話をしたことがない 64.2% わかりません 0.4%



※調査報告書は内閣府ホームページで公表しています。https://survey.gov-online.go.jp/n29/n29-ishioku/index.html

あなたは考えたことがありますか？

みなさんは「死」について考えたことがありますか？
つい、ざっさまで元気だった人が、交通事故で死んでしまうかも知れませんが、何かのきっかけで病気が急に悪くなり、それが死につながるがってしまうこともあります。
もし、交通事故や病気で死んでしまっても、いくつかの臓器が健康な

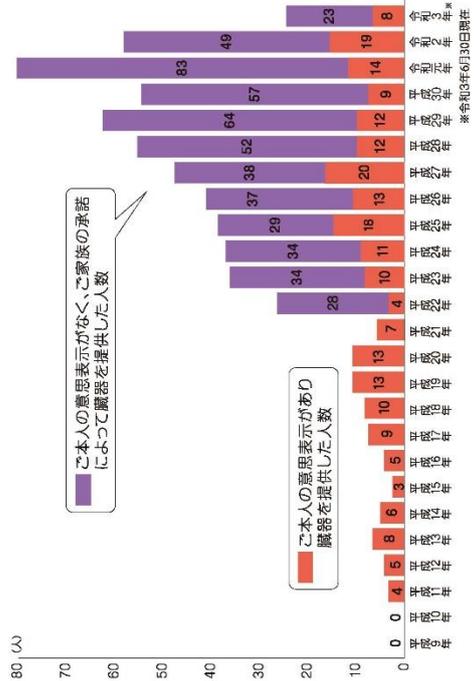
状態だったら？その健康な臓器は、臓器が機能しなくなっただけに苦しんでいる人、死と向き合っている人に提供することができます。

どんなに健康な人にも、残念ながら寿命があり、いつまでも生き続けることはできません。いくつかは「死」がやっけてきます。

脳死で臓器を提供した方の人数

平成9年10月～令和3年6月
合計761人
ご本人の意思表示がなく、ご家族の承諾によって臓器を提供した人数
528人

平成22年から、本人の意思表示が不明でも、ご家族の判断だけで臓器の提供ができるようになりました。



臓器移植ってなんだろう？

人間の中から、心臓・肺・肝臓・腎臓などの臓器があり、それぞれが決められた仕事をしています。

でも、薬や手術では治せないほど臓器が機能しなくなった時、亡くなった方のまだ健康な臓器と交換することで元気なからだを取り戻

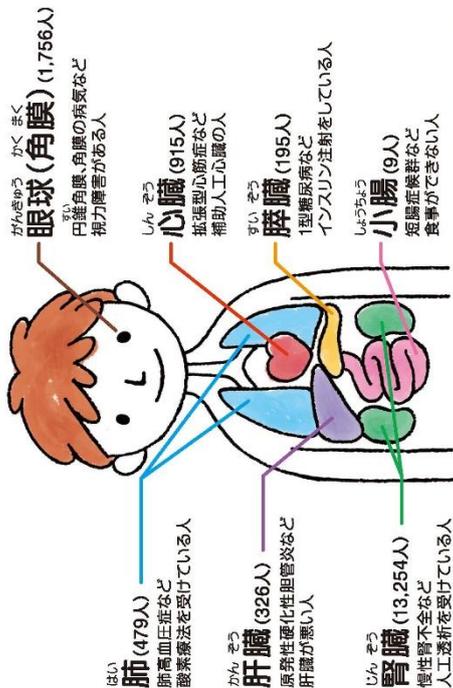
す治療法が「臓器移植」です。臓器を提供する人をドナーといい、移植を受けられる人をレシピエントといいます。



移植が必要な患者さんはどれくらいいるの？

臓器移植ネットワークとアイバンクに登録できる臓器と主な病気

(令和3年6月30日現在の移植希望登録者数(眼球のみ令和3年5月30日現在))



※(公社)日本臓器移植ネットワーク及び(公財)日本アイバンク協会調べ

脳死と心臓死

人が臓器を提供する場合の「死」には、2種類あることを知っていますか？

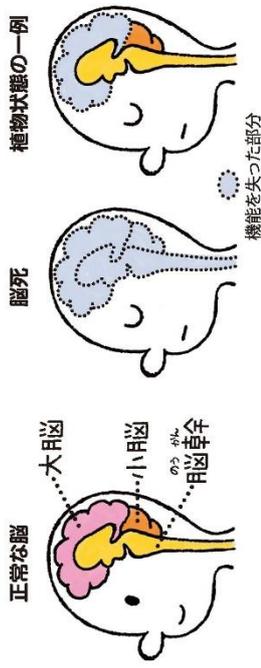
1つは、心臓が止まって血液が流れなくなる「心臓死」です。こうなつた人からならば、だんだん冷たくなっていきます。心臓死の場合に提供することができ臓器は、腎臓・膵臓・眼球です。

もう1つは、「脳」が機能しなくなる「脳死」です。事故や病気などで脳が傷ついて、すべての機能を失ってしまうと、意識がなくなり、呼吸は止まってしまいます。しかし、機械を使って、酸素を肺に送ると、心臓

はしばらく動き続け、このとき「からだはあたたかい」状態です。しかし、一度「脳死」の状態になってしまうと、もとの元気な姿にもどることはなく、やがて心臓も止まってしまいます。多くの国々では、脳死は人の死とされています。日本でも1997年に臓器移植法(臓器の移植に関する法律)ができ、**脳死で臓器を提供する場合に限り、脳死を人の死とすることになりました。**

脳死の場合に提供することができ臓器は、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球です。

正常な脳、脳死、植物状態の一例



意識がなく、脳死と同じように見える植物状態は、脳幹の機能が残っていて、自分で呼吸できることが多く、回復する可能性もあり、脳死とはまったく違います。

63. 参考情報

1. 教職課程に直接関係するもの

- (1) これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（平成 27 年 12 月 21 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm
- (2) 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて～一国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書～（平成 29 年 8 月 29 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/077/gaiyou/1394996.htm
- (3) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（令和 4 年 7 月 27 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00001.html

2. 学習指導内容に関するもの

- (1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）
https://www.mext.go.jp/content/1384661_1_1.pdf
- (2) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm
- (3) 高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）
https://www.mext.go.jp/content/1384661_1_2_1_1.pdf
- (4) 学習指導要領「生きる力」平成 29・30・31 年改訂 学習指導要領（本文、解説）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm
- (5) 学習指導要領「生きる力」平成 29・30・31 年改訂 学習指導要領 関連資料（答申・通知等）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384662.htm
- (6) 新学習指導要領に対応した小学校外国語教育新教材について（平成 30 年 9 月 26 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm
- (7) 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校編・中学校編・高等学校編）
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>
- (8) StuDX Style（スタディーエックス スタイル）
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- (9) 子どもの学び応援サイト～学習支援ポータルサイト～
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

3. 学校教育での取組に関するもの

- (1) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和 3 年 1 月 26 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm
- (2) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成 31 年 1 月 25 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm
- (3) 第 4 次食育推進基本計画（令和 3 年 3 月 31 日）
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/210331_35.html
- (4) 持続可能な開発のための教育（ESD:Education for Sustainable Development）（日本ユネスコ国内委員会ホームページ）
<https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339957.htm>
- (5) 持続可能な開発のための教育（ESD）推進の手引（平成 28 年 3 月、令和 3 年 5 月改訂）
https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_koktou01-100014715_1.pdf
- (6) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成 30 年 6 月 26 日）
<https://www.env.go.jp/press/105645.html>
- (7) 消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 25 年 6 月 28 日閣議決定、平成 30 年 3 月 20 日変更、令和 5 年 3 月 28 日変更）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/
- (8) 今後の青少年の体験活動の推進について（答申）（平成 25 年 1 月 21 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1330230.htm
- (9) 第 3 次学校安全の推進に関する計画
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm
- (10) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saikatsu03_h31.pdf
- (11) 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告（平成 24 年 7 月 25 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/012/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/07/31/1324017_01.pdf

- (12) パンフレット「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」 https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf
- (13) コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（令和4年3月14日） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00001.html
- (14) 学校と地域でつくる学びの未来 <https://manabi-mirai.mext.go.jp/>
- (15) 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて https://www.mext.go.jp/a_menu/14167461.htm
- (16) 教員研修について https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/index.htm
- (17) 校長・教職員 学習情報ポータル https://www.mext.go.jp/a_menu/suishin/detail/index_00001.html
- (18) 新たな教師の学びのための検索システム（教職員支援機構 HP 内） <https://kensaku.nits.go.jp/>
- (19) 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（令和3年1月） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/mext_00644.html
4. 幼児児童生徒への対応に関するもの
- (1) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～（平成29年3月） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm
- (2) 児童虐待への対応に関する施策（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm
- (3) いじめの問題に対する施策（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm
- (4) 不登校児童生徒への支援に関する施策（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302905.htm
- (5) 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月30日） https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm
- (6) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け） https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm
- (7) (独) 教職員支援機構校内研修シリーズN087 学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/087.html>
- (8) ヤングケアラーへの支援に関する施策について（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/content/20210521-mxt_jidou02-000015177_b.pdf
- (9) 生徒指導提要（改訂版） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm
- (10) 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料（令和4年3月） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00002.htm
- (11) ハンセン病に関する教育の更なる推進について（令和4年7月） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245_004.htm
- (12) こどもの貧困対策（こども家庭庁） <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonohinkon/>
- (13) 外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）（令和2年3月） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext_00255.html
- (14) 高等学校における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）（令和3年9月） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/166/toushin/mext_00001.html
- (15) 外国人児童生徒受入れの手引き https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
- (16) 外国人児童生徒教育研修マニュアル https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm
- (17) 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム <https://mo-mo-pro.com/>
- (18) 学校教育におけるJSLカリキュラム（小学校編、中学校編） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm
- (19) 外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm
- (20) かすたねっと
※帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト” <https://casta-net.mext.go.jp/>

- (21) 外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツについて https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm
- (22) 文部科学省×学校安全 <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>
- (23) 教職員のための学校安全 e-ラーニング <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html>
- (24) 性犯罪・性暴力対策の強化について（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
- (25) 生命（いのち）の安全教育（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html
- (26) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm
- (27) 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/173/mext_00031.html
- (28) 肝炎総合対策の推進（ポスター・リーフレットなど） <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakukansenshou09/poster.html>

5. その他関連する施策、計画や指針など

- (1) 初等教育資料 https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/shotou/index.htm
- (2) 中等教育資料 https://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/chutou_index/index.htm
- (3) 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許保有状況関連 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm
- (4) スポーツ庁・障害者スポーツ施策に係るページ https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/1371877.htm
- (5) ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkaigi/index.html
- (6) 学校における教育活動と著作権（令和3年度改訂版） https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/92916001_01.pdf
- (7) 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）のホームページ <https://sartras.or.jp/>
- (8) コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて（平成27年3月） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/103/houkoku/1356133.htm
- (9) 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（令和5年3月30日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会） https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/kyouka_02.pdf
- (10) 児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html
- (11) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定） https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/print.pdf
- (12) サイバーセキュリティ2022（令和4年6月17日） <https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihons/cs2022.pdf>
- (13) 犯罪被害者等基本計画 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keikaku/kihon_keikaku.html
- (14) 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html
- (15) 公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について（関係府省庁申合せ）（令和元年10月25日） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/seimei_romaji/pdf/moshiawase.pdf
- (16) 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）（平成30年3月2日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/wakariau/pdf/r1403493_01.pdf
- (17) 常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）（平成28年2月29日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92550601_01.pdf
- (18) 敬語の指針（答申）（平成19年2月2日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/keigo_tosin.pdf
- (19) 我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）（令和3年5月31日） https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_koktou01-000015385_2.pdf
- (20) 文部科学省国際バカロレア教育推進コンソーシアム <https://ibconsortium.mext.go.jp/>
- (21) 子どもの体力向上（子供の運動遊び応援サイト等） https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/1371874.htm

- | | | |
|------|--|---|
| (22) | 体力・運動能力調査（結果報告書等） | https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/tairyoku/kekka/1368159.htm |
| (23) | 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議審議のまとめ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの 一体的な充実の一環として～ | https://www.mext.go.jp/content/20220928-mxt_kyoiku02_000016594_01.pdf |
| (24) | 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する取組事例のポイント | https://www.mext.go.jp/content/20221020-mxt_kyoiku02_000016594_001.pdf |
| (25) | 今後の生涯学習・社会教育の振興方策について（令和5年3月8日） | https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/toushin/1330378_00002.htm |
| (26) | 社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（中間的まとめ） | https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/013/toushin/mext_01537.html |
| (27) | 大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度について | https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm |

※関係機関のホームページ等にて情報が更新されている可能性がありますので、適宜御確認ください。

64. 学習指導要領に定める各教科等に関する教材や資料集等について

文部科学省ホームページにある「各教科等に関する教材や資料集等のウェブサイトについて」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm)に、各教科等に関する、例えば、以下の教育内容に関する教材や資料集等のアドレスを掲載しております。各教育内容を指導する際の参考として御利用ください。

- ・海洋に関する教育
- ・金融に関する教育
- ・STEAM 教育等の教科等横断的な学習
- ・心のバリアフリーに関する教育
- ・社会保障に関する教育
- ・主権者教育
- ・消費者教育
- ・臓器移植に関する教育
- ・租税・財政に関する教育
- ・地理に関する教育
- ・農業に関する教育
- ・ハンセン病に関する教育
- ・法に関する教育
- ・放射線に関する教育
- ・マイナンバーに関する教育
- ・水循環に関する教育
- ・薬害に関する教育
- ・拉致問題に関する教育
- ・領土に関する教育
- ・ワークルールに関する教育
- ・学校における動物飼育について
- ・エネルギーに関する教育
- ・その他の基礎資料



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

総合教育政策局教育人材政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111

E-MAIL: kyo-men@mext.go.jp